

危険物新聞

第567号
 発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 編集人 宮崎正也
 発行人 大阪府危険物安全協会
 大阪市西区新町1丁目5番7号
 四つ橋ビル
 TEL 06(6531) 9717・5910
 定価 1部 60円

第1回 危険物取扱者試験 6月3日(日)と24日(日)、近大で

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成13年度第1回危険物取扱者試験を6月3日(日)と24日(日)の2日間にわたって、東大阪市内の近畿大学で次のとおり実施します。

| | |
|--------|---|
| 試験日 | 6月3日(日)及び6月24日 ・乙種4類(午前・午後) ・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後) |
| 試験会場 | 近畿大学(東大阪市) |
| 願書受付日 | 5月7日(月)、5月8日(火)、5月9日(水) |
| 願書受付場所 | 財消防試験研究センター 大阪市中央区谷町2-2-22、NSビル9F TEL06-6941-8430 |

受験準備講習会は府下11会場で

受験準備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について大阪、堺、泉大津、茨木、守口など府下11会場で実施します。また、講習受付は、4月23日(月)、岸和田会場を皮切りに8受付会場で実施します。
 (詳細については8頁参照のこと)

乙4(土・日コース)は電話予約で

乙種4類の土曜コース(定員140名)・日曜コース(定員140名)については、希望者が多数のため、電話予約による受付を行なっています。

受講希望者は、電話(06-6531-9717)で予約して下さい。(ただし、満席になり次第締切り。)

2月の試験結果

甲種47.8%、乙4 42.6%

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成12年度第4回危険物取扱者試験を2月11日、大阪府立大学で実施し、その結果が3月6日に発表されました。試験区分別の合格率は次のとおりです。

平成12年度 第4回危険物取扱者試験結果

| 区分 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率(%) |
|------|-------|-------|--------|
| 甲種 | 316 | 151 | 47.8 |
| 乙種1類 | 110 | 90 | 81.8 |
| 乙種2類 | 111 | 87 | 78.4 |
| 乙種3類 | 100 | 63 | 63.0 |
| 乙種4類 | 2,889 | 1,230 | 42.6 |
| 乙種5類 | 127 | 110 | 86.6 |
| 乙種6類 | 137 | 107 | 78.1 |
| 丙種 | 765 | 471 | 61.6 |

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
 遠隔式警報ユニット液面計
 各種液体タンク用液面計
 フロートスイッチ・微圧スイッチ
 タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
 ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467(代表)

株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番6号 工技研ビル ☎6358-9467-8

危険物取扱者保安講習・試験準備講習予定表(5月～9月)

| | 保安講習 | 受験準備講習 | 試験日・願書受付日 |
|----|--|--|------------------------------------|
| 5月 | | 甲種 大阪(1会場) 乙4 大阪(2会場) 堺(1会場) 泉大津(1会場) 守口(1会場) 茨木(1会場) 土曜 大阪(1会場) 日曜 大阪(1会場) 丙種 大阪(1会場) | 5月7日 } 5月8日 } 願書受付 5月9日 } |
| 6月 | 大阪(2会場) 吹田(1会場) 計 3会場 | 乙4 大阪(1会場) | 〔試験：近畿大学〕 6月3日及び6月24日 |
| 7月 | 大阪(9会場) 堺(3会場) 泉大津(1会場) 泉佐野(1会場) 岸和田(1会場) 貝塚(1会場) 計 16会場 | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | 大阪(2会場) 茨木(2会場) 豊中(2会場) 和泉(1会場) 松原(1会場) 計 8会場 | 甲種 大阪(1会場) 乙4 大阪(1会場) 堺(1会場) 枚寝(1会場) 東大阪(1会場) 土曜 大阪(1会場) 日曜 大阪(1会場) | 9月18日 } 9月19日 } 願書受付 9月20日 } |

時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー

SUPER GYRO LADDER ACT
先端屈折はしご車 MLJS4-30
高所等での消火・救助活動をサポートする
先端のはしごが屈折する両側のなはしご車



SUPER GYRO LADDER WT
水路付はしご車 MLGS4-30W
高所等での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車



MURITA

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型高所放水車
MQA2-22



〔省力化合格機種〕

大型化学車
MC-BC



泡原液搬送車




〒544-8585 大阪市東淀川区小針5丁目5番20号
Tel:06-6756-0110 Fax:06-6754-3461
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山

株式会社 **モリタ**

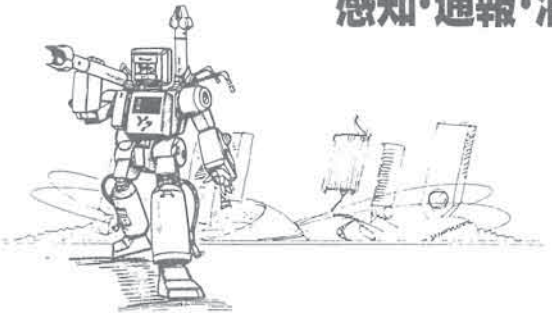
危険物取扱者保安講習・試験準備講習予定表(10月～2月)

| | 保安講習 | | 受験準備講習 | 試験日・願書受付日 |
|-----|---|--------------------------|--|---------------------------------------|
| 10月 | 大阪 (6会場) 堺 (2会場) 高槻 (2会場) 枚方 (2会場) 守口 (1会場) 八尾 (1会場) 計 14会場 | 乙4 丙種 | 高槻 (1会場) 大阪 (1会場) | [試験:近畿大学] 10月14日 |
| 11月 | 大阪 (1会場) 吹田 (1会場) 大東 (1会場) 柏羽藤 (1会場) 富田林 (1会場) 計 5会場 | 甲種 乙4 土曜 | 大阪 (1会場) 大阪 (2会場) 堺 (1会場) 茨木 (1会場) 泉佐野 (1会場) 大阪 (1会場) | 11月13日 } 11月14日 } 願書受付 11月15日 } |
| 12月 | 大阪 (1会場) 計 1会場 | 乙4 | 河内長野 (1会場) | [試験:大阪府立大学] 12月9日 |
| 1月 | | 甲種 乙4 土曜 日曜 | 大阪 (1会場) 大阪 (2会場) 堺 (1会場) 吹田 (1会場) 大阪 (1会場) 大阪 (1会場) | 1月15日 } 1月16日 } 願書受付 1月17日 } |
| 2月 | 大阪 (2会場) 堺 (1会場) 茨木 (1会場) 東大阪 (2会場) 計 6会場 | 丙種 | 大阪 (1会場) | [試験:大阪府立大学] 2月10日 |



AMATO ROTEC
セーフティ＆モニター

かんじる しらせる けす
感知・通報・消火
・さ・ら・に・…



防火設備は、さまざまな防災機器やシステムによる安全の構築です。
総合防災メーカ「ヤマトロテック」は、感・知・報・警・消・火・機・器を、安全確保のベースとして、目的に沿った防災機器の研究・開発をもちい、ヒューマンサイズのシステムとして完成させています。

防火による快適環境づくりの「ローカ」は、セーフティ＆モニターです。

ヤマトロテック株式会社
 本社 千537-0001 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)6976-0701代 東京本社 千108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代
ビル防災設備 グランド防災設備 設備・更新設備 各種防火器

タンクローリー等の 立入検査結果について

自治省消防庁

消防庁では、平成12年11月中に、全国で実施された移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査結果を1月19日付、消防危第6号「移動タンク貯蔵所等に

対する立入検査結果を関係行政機関並びに全日本トラック協会等の関係団体に通知した。

これによると、基準不適合車両の割合は、前年より減少しているものの最近の5年間を見ると増減を繰り返す傾向にあり、依然として看過できない状況にあるとの事である。

以下に立入検査の結果を掲載します。

記

別添1 移動タンク貯蔵所等の立入検査結果 1 総括表

| 実施場所 | 実施消防機関数 | 実施場所数 | 移動タンク貯蔵所 | | | | | | | | 危険物運搬車両 | | 警察機関との協力状況 |
|-------------|---------|-------|----------|-------|--------|-----|--------|-----|---------|-----|---------|--------|-----------------|
| | | | 実施車両数 | | 不適合車両数 | | 無許可車両数 | | 不適合車両数等 | | 実施車両数 | 不適合車両数 | |
| | | | うち他行政庁 | (a) | うち他行政庁 | (b) | うち他行政庁 | (c) | うち他行政庁 | | | | |
| 道路上 | 700 | 1,004 | 4,274 | 2,738 | 922 | 548 | 9 | 6 | 931 | 554 | 553 | 106 | 有無 983 21 |
| 常置場所 | 448 | 6,036 | 14,271 | 57 | 2,381 | 25 | 36 | 3 | 2,417 | 28 | | | |
| 危険物の積みおろし場所 | 104 | 420 | 1,473 | 494 | 189 | 61 | 0 | 0 | 189 | 61 | 166 | 23 | |
| その他 | 267 | 863 | 8,224 | 44 | 1,434 | 6 | 10 | 0 | 1,444 | 6 | 358 | 32 | |
| 合計 | ※ 871 | 8,323 | 28,242 | 3,333 | 4,926 | 640 | 55 | 9 | 4,981 | 649 | 1,077 | 161 | |

(注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

「その他の場所」とは、道路上、常置場所及び危険物の積みおろし場所以外の場所をいう。

(2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

(3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。

(4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。

(5) ※の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

| 年度 | 移動タンク貯蔵所 | | | 危険物運搬車両 | | |
|--------|----------|---------|---------|---------|------|---------|
| | 実施車両数 | 不適合車両数等 | 不適合率(%) | 実施車両数 | 不適合数 | 不適合率(%) |
| 平成8年度 | 26,940 | 4,814 | 17.87 | 1,247 | 231 | 18.52 |
| 平成9年度 | 27,241 | 4,999 | 18.35 | 1,503 | 241 | 16.03 |
| 平成10年度 | 27,306 | 5,004 | 18.33 | 1,344 | 209 | 15.55 |
| 平成11年度 | 27,382 | 5,282 | 19.29 | 1,207 | 203 | 16.82 |
| 平成12年度 | 28,242 | 4,981 | 17.64 | 1,077 | 161 | 14.95 |

(注) 「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

| 項 | 目 | 不適合車両数 | | 増減数 | |
|-------------------------------|---|----------------------|-------|------|-----|
| | | 12年度 | 11年度 | | |
| 移動 | 許可品目以外の貯蔵 (令24条1号) | 50 | 43 | 7 | |
| | 貯蔵、取扱の基準不適合 (法10条3項) | | | | |
| | 貯蔵、取扱の不備による漏えい等 (令24条8号、令26条1項7号) | 33 | 29 | 4 | |
| | 完成検査済証等備え付け義務違反 (令26条1項9号) | 720 | 786 | -66 | |
| | その他の貯蔵、取扱の基準違反 (令24条-27条 (上記の各項目を除く)) | 195 | 182 | 13 | |
| | 小計 | 998 | 1,005 | -7 | |
| 動 | 常置場所に係る基準不適合 (令15条1項1号) | 134 | 122 | 12 | |
| | タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号) | 塗料の剝離発錆 | 337 | 347 | -10 |
| | | 変形、破損 | 33 | 49 | -16 |
| | | 漏れい有 | 2 | 2 | 0 |
| | | その他 | 68 | 99 | -31 |
| | 附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号 (防波板を除く。)、5号、6号) | 変形、破損 | 51 | 65 | -14 |
| | | 機能不良 | 59 | 47 | 12 |
| | | その他 | 85 | 95 | -10 |
| | 配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9-12号) | 変形、破損 | 48 | 43 | 5 |
| | | 漏れい有 | 0 | 2 | -2 |
| 機能不良 | | 211 | 160 | 51 | |
| | その他 | 208 | 231 | -23 | |
| 電気設備、接地導線の不良等 (令15条1項13号、14号) | 未掲示、不足 | 92 | 89 | 3 | |
| | 表示、標識の未掲示等 (令15条1項17号) | 610 | 640 | -30 | |
| | 未設置、不足 | 122 | 105 | 17 | |
| | その他 | 701 | 738 | -37 | |
| 貯 | その他の設備等の基準不適合 (令15条1項 (上記各号を除く)) | 542 | 572 | -30 | |
| | 積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条2項) | 1 | 9 | -8 | |
| | 給油タンク車の特例基準不適合 (令15条3項) | 0 | 2 | -2 | |
| | アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条4項) | 0 | 0 | 0 | |
| | 小計 | 4,030 | 4,102 | -72 | |
| | 危険物取扱者無乗車 (法16条の2・1項) | 38 | 25 | 13 | |
| 移送の基準不適合 (法16条の2) | 運転要員不足 (令30条の2・2号) | 3 | 2 | 1 | |
| | 危険物取扱者免状不携帯 (法16条の2・3項) | 93 | 79 | 14 | |
| | その他の移送基準に係る不適合 (令30条の2・1号及び3-5号) | 66 | 62 | 4 | |
| | 小計 | 200 | 169 | 31 | |
| 所 | 定期点検に係る義務違反 (法14条の3の2) | 1,884 | 1,953 | -69 | |
| | 水圧試験未実施 | 868 | 884 | -16 | |
| | 危険物取扱者の保安講習義務違反 (法13条の23) | 714 | 769 | -55 | |
| | 合計 | 7,826 | 7,998 | -172 | |
| 危険物運搬車両 | 運搬容器の技術上の基準不適合 (令28条) | 5 | 8 | -3 | |
| | 積載方法基準不適合 (令29条) | 収入、表示不適合 (令29条1号、2号) | 19 | 17 | 2 |
| | | 漏れい有 | 0 | 1 | -1 |
| | | 積載不適合 (令29条3号、4号、7号) | 34 | 40 | -6 |
| | | 被覆不適合 (令29条5号) | 1 | 1 | 0 |
| | | 混載不適合 (令29条6号) | 0 | 2 | -2 |
| | | 小計 | 54 | 61 | -7 |
| | 運搬方法基準不適合 (令30条) | 標識 (令30条1項2号) | 23 | 33 | -10 |
| | | 未掲示、不足 | 34 | 46 | -12 |
| | | その他 | 37 | 42 | -5 |
| | | 消火器 (令30条1項4号) | 80 | 94 | -14 |
| その他 | | 17 | 15 | 2 | |
| | 小計 | 191 | 230 | -39 | |
| | 合計 | 250 | 299 | -49 | |

参考

第 1 検査結果に基づく不適合項目
(詳細は別添の 3 を参照)1 違反の多い項目^{※1}

- (1) 移動タンク貯蔵所関係
- ア 定期点検に係る義務違反…1,884件(6.7%)^{※2}
(うち水圧試験未実施 868件(3.1%))
 - イ 消火器の未設置等……………823件(2.9%)
(うち消火器の未設置、不足 122件(0.4%))
 - ウ 表示、標識の未掲示等……………702件(2.5%)
(うち表示、標識の未掲示、不足 92件(0.3%))
 - エ 完成検査済証等の備付義務違反…720件(2.6%)
 - オ 電気設備、接地導線の不良等…728件(2.6%)
 - カ 危険物取扱者の保安講習義務違反…714件(2.5%)
- (2) 危険物運搬車両関係
- ア 消火器の未設置等……………117件(10.9%)
(うち消火器の未設置、不足 37件(3.4%))
 - イ 標準の未掲示、不足等……………57件(5.3%)
(うち標識の未掲示、不足 23件(2.1%))
 - ウ 積載方法不適合……………34件(3.2%)

2 前 1 以外で危険性が高い違反項目

- (1) 移動タンク貯蔵所関係
- ア 配管、弁等の変形、破損……………48件(0.2%)
 - イ 危険物取扱者無乗車……………38件(0.1%)
 - ウ タンク本体の変形、破損……………33件(0.1%)
 - エ 貯蔵、取扱いの不備による漏えい…33件(0.1%)
- (2) 危険物運搬車両関係
- ア 収納、表示不適合……………19件(1.8%)
 - イ 容器の技術上の基準不適合…5件(0.5%)

第 2 イエローカードの携行状況^{※3}

- 1 移動タンク貯蔵所…携行率96.1%(489台/509台)
- 2 危険物運搬車両…携行率66.7%(46台/69台)

※1 違反の多い項目は最近の5年間変わっていない。

※2 立入検査実施車両数に対する割合を示す。

※3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油、動植物油類に係るものを除く。

別記

1 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 移動タンク貯蔵所の設備、維持管理に関する事項
- ア 移動タンク貯蔵所の定期点検を実施し、その結果を車両に備え付けておくこと。
特に水圧試験を5年以下ごとの期間に1回以上実施すること。
 - イ 電気設備、接地導線の不良箇所(断線等)がないように維持管理に努めること。
 - ウ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識を適正に掲げるとともに維持管理に努めること。
 - エ 必要な消火設備(消火器は2本以上)を設置するとともに維持管理に努めること。
- (2) 貯蔵、取扱いに関する事項
- ア 危険物取扱者の乗車及び危険物取扱者免状の携帯を移送前に確認すること。
 - イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月又は保安に関する講習を受けた年月を調査するなど、計画的に危険物取扱者に3年以内ごとの保安講習を受講させること。

- ウ 移送前の点検及び移送に際しての細心の注意を励行すること等、移送の基準の遵守を徹底すること。
特にマンホールの蓋や底弁の閉め忘れ等に注意すること。
- エ 許可又は届出に係る許可証等及び完成検査済証を常時車両に備え付けておくこと。

2 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両には標識及び消火器を設置するとともに点検等を行い維持管理に努めること。
- (2) 運搬前に、法令に定められた容器、表示、積載方法によっているかどうかの確認を徹底すること。
特に容器の蓋の閉め忘れ及び容器の固定には注意すること。

3 上記1、2の関係者に対してイエローカードの携行を徹底すること。

第21回 大阪府下論文募集 (締切 平成13年4月6日)
安全管理・事故対策・体験等について

危険物の保安に対する意識の高揚、啓発をするため、大阪府では毎年6月を危険物安全月間としています。この危険物安全運動推進の一環として、危険物安全管理、防災技術、事故対策並びに体験等について論文を募集いたしますので奮ってご応募下さい。

応募資格 大阪府下の危険物関係事業所に勤務する者

募集部門と内容 第1部 (製造、取扱い部門) 化学工場等の危険物製造、取扱い部門における防災管理、企業内協同研究、事故体験記録等について

第2部 (貯蔵、流通、販売部門) 油槽所、営業危険物倉庫の大量貯蔵部門、タンクローリー等輸送部門、又はガソリン等の販売部門における安全管理、事故防止対策、事故体験記録等について

第3部 (その他) 一般事業所等における危険物の安全管理、事故体験記録等について

※各部400字詰原稿用紙 (横書き) 10~15枚程度

送り先 〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7 四ツ橋ビル8F
 (財)大阪府危険物安全協会 論文係宛 電話 06(6531)9717

切 平成13年4月6日(金) (当協会必着)

発表 平成13年5月中旬

表彰 ☆優秀賞 1編 (賞状と副賞10万円)
 各部門の優良作品の中より選出し、6月に行なわれる大阪府危険物安全大会で表彰します。
 なお、該当者は部門優良賞の副賞と重複はしません。

☆優良賞 各部門ごと1編 (賞状と副賞3万円)

☆佳作 各部門ごと若干 (賞状と副賞2万円)

なお、優秀賞、優良賞に該当作品がない場合は、各部門の優良賞、佳作入選を増やすことがあります。(その他の応募者には記念品を贈呈します。)

表彰 入賞作品の著作権は本会に帰属し、作品は返却しません。

H&H
 HATSUTA
 株式会社 初田製作所
 大阪本社 〒570-1127 大阪府東淀川区東中津 5 TEL. (07)66-12611
 東京支社 〒135-0077 東京都葛飾区文花7-68-7 TEL. (03)3424-4861

原点はロスフリーベンションです。

頑固な夢がある。
 そこのこがある。

ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします

危険物取扱者準備講習 ご案内

平成13年度第 1 回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

| 種 別 | 講 習 日 | 時 間 | 会 場 |
|----------|----------------------------|---|---|
| 甲 種 | 5月22日(火)、5月28日(月)、5月30日(水) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口スグ) |
| 乙種 4類 | 1コース | 5月21日(月)、5月22日(火) | 9時30分～16時 大阪府商工会館 |
| | 2コース | 5月28日(月)、5月29日(火) | 9時30分～16時 大阪府商工会館 |
| | 3コース | 6月7日(木)、6月8日(金) | 10時～16時30分 大阪府商工会館 |
| | 4コース | 5月23日(水)、5月24日(木) | 10時～16時30分 堺市市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分) |
| | 5コース | 5月29日(火)、5月30日(水) | 10時～16時30分 泉大津市市民会館 (南海本線泉大津駅ヨリ約10分) |
| | 6コース | 5月24日(木)、5月25日(金) | 9時30分～16時 茨木商工会議所 (JR・阪急茨木駅ヨリ約13分) |
| | 7コース | 5月17日(木)、5月18日(金) | 10時～16時30分 守口市市民会館 (地下鉄守口駅スグ、京阪守口駅ヨリ5分) |
| | 土曜コース | 5月19日(土)、5月26日(土) | 9時30分～16時20分 大阪府商工会館 |
| 日曜コース | 5月13日(日)、5月27日(日) | 9時30分～16時30分 大阪科学技術センター (地下鉄・四ツ橋線本町駅ヨリ5分) | |
| 丙 種 | 5月31日(木) | 9時30分～16時30分 | 大阪府商工会館 |

(注)甲種は3日間、乙種(1期～7期)と土曜・日曜コースは2日間で一コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当ててしていますので、満席の節は受付ができませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続きは代理でも結構です。

| 受 付 場 所 | | 日 時 |
|----------------------------|---------------|----------------------------|
| 岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分) | 岸和田市火災予防協会 | 4月23日(月) 午後1:30～4:00 |
| 東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分) | 東大阪市西防火協力会 | 4月24日(火) 午前10:00～11:30 |
| 守口消防署 (地下鉄・守口駅前) | 守口・門真防火協会 | 4月24日(火) 午後2:00～4:00 |
| 豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分) | 豊中防火安全協会 | 4月25日(水) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅ヨリ12分) | 茨木市災害予防協会 | 4月25日(水) 午後2:00～4:00 |
| 泉大津市消防本部内 (南海・泉大津駅北へ8分) | 泉大津市火災予防協会 | 4月26日(木) 午前10:00～11:30 |
| 堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分・大浜南町) | 堺市高石市防災協会連合会 | 4月26日(木) 午後2:00～4:00 |
| 四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北北出口2号) | (財)大阪府危険物安全協会 | 4月27日(金) 3日間とも |
| | | 5月7日(月) 午前9:30～午後4:30 |
| | | 5月8日(火) (ただし、正午から40分間昼食休み) |

3. 日曜・土曜コースの申込方法

日曜コース(定員140名)、土曜コース(定員140名)は電話(06-6531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会 費

会費には、各テキスト代を含みます。(テキストは平成13年度用改訂版を使用)

| 種 別 | 会 員 | 会 員 外 |
|-----------|---------|---------|
| 甲 種 | 16,800円 | 18,900円 |
| 乙 種 4 類 | 12,600円 | 14,700円 |
| 乙種(土曜コース) | 13,650円 | 15,750円 |
| 乙種(日曜コース) | 14,700円 | 16,800円 |
| 丙 種 | 6,300円 | 7,350円 |

(注)消費税込の料金です。